内回り（名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
有松インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
鳴海インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
植田インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
高針ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
名古屋インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
本郷インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
上社インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大森インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
松河戸インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
山田西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
平田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲東インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
甚目寺北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大治北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

軽自動車等

			海老名南ジャンクション
		寒川北	66.125
	寒川南	87.963	141.696
茅ヶ崎ジャンクション	—	134.260	186.566

名古屋西ジャンクション南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
富田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
南陽インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名四西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

② 一般有料道路の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道１号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）及び首都圏中央連絡自動車道

(イ) 新湘南バイパスの各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。ただし、ＥＴＣ車は除く。

区間＼車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎ジャンクション	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎西	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎ジャンクション～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
平塚～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136

(注) 供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

(ロ) 首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

ただし、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションと各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額はＥＴＣ車以外の自動車に限り適用する。